

シンガポールにおける子ども育成口座法に基づく現金給付制度

菅桂太

国立社会保障・人口問題研究所

要旨

子ども育成口座法に基づく現金給付制度である ベビーボーナス制度について、2001年設立以来の変遷を紹介する。とくに、支出目的を子どもの発育のために制限し、親と政府が拠出を折半する子ども育成口座に着目して、支出が認められている施設等の状況を紹介します。他国における類似制度の例を示した。

1. 緒言

本稿は、シンガポールにおける子ども育成口座法（Child Development Co-Savings Act, 2001）に基づく現金給付制度であるベビーボーナス制度（Baby Bonus Scheme）の概要を示すことを目的とする。ベビーボーナス計画は、2000年8月の独立記念集会における演説によってゴー・チョクトン（Goh Chok Tong）首相が導入を公表した包括的な家族人口政策「2001年版 結婚と子どもを産み育てる親のパッケージ（Marriage and Parenthood Package 2001）」の柱を成す政策である。シンガポールにおける人口政策の展開（関連する制度や実施体制の移り変わり）は菅（2022）で扱ったため繰り返さないが、この演説の中でゴー首相はベビーボーナス制度導入の経緯や目的を次のように説明している（Goh 2000）。「1987年に私は「余裕があるならば（子どもは）3人以上持とう」という新しい人口政策を発表した。その時の合計出生率（TFR）は1.62だった。これはシンガポールの人口規模を置き換えるのに必要な2.1を遙かに下回る。…（中略）…新しい人口政策は当初は功を奏し1988年（辰年）のTFRは1.96に上昇したが、10年を経て、TFRは1.48に低下し1987年水準の1.62を下回った。TFR低下の背景には2つの社会変化「第1により多くの男女が未婚に留まる」、「第2に結婚するシンガポール人の子ども数が減っている」があるとゴー首相は続け、「我々の政策は依然として「余裕があるならば3人以上持とう」ではあるが、政府はその障害を減らすよう手助けしたい。多くのシンガポール人が子どもを持つことを、資金は制約しているように見える」、そこで「第1に、子ども育成口座制度、略してベビーボーナスを導入する」。

2001年に導入された際のベビーボーナス制度は、簡潔かつ明瞭なゴーの言葉を借りれば、第2～3子について子ども育成口座（Children Development Account）を開設し、第2子の場合、政府は6歳になるまで毎年500ドルの他に 両親の分担金と同額の1,000ドルを提供する（第3子の場合金額を倍にする）という制度である。また、分担金と同額を給付する仕組みは、子育ては親の責任であることを踏まえた（ベビーボーナス制度の）重要な特色である¹。

なお、シンガポールにおける包括的な家族人口政策「結婚と子どもを産み育てる親のパッケージ（Marriage and Parenthood Package）」による 少子化対策としての現金給付制度には、ベビーボーナス制度のほか、種々の住宅政策（たとえば、菅・チョ 2021）、新生児向け医療補助（MediSave for Newborns）、妊産婦（難産）向け医療保険補助（MediSave Maternity Package、MediShield Life Coverage for

¹ 原文は次の通り：“This matching contribution is an important feature of the scheme. It recognizes that the primary responsibility for providing for the child lies with the parents”（Goh 2000）。

Delivery-Related Complications)、生殖補助医療補助 (MediSave for Assisted Conception Procedures (ACPs)、Government co-funding for ACP)、扶養還付・税軽減措置 (Parenthood Tax Rebate、Qualifying Child Relief and Handicapped Child Relief、Working Mother's Child Relief、Grandparent Caregiver Relief)、外国人家事労働者税の特例・軽減 (Levy Concession for a Domestic Worker、Foreign Domestic Worker Levy Relief)、就学前児童の保育補助 (Subsidies for Preschool、Kindergarten Fee Assistance Scheme)、出産・育児休暇と補助 (Government-Paid Maternity Leave、Government-Paid Maternity Benefit、Government-Paid Paternity Leave、Government-Paid Shared Parental Leave、Government-Paid Childcare Leave、Extended Childcare Leave、Paid Adoption Leave、Government-Paid Adoption Benefit) が含まれる (SG Made for Families 2023)。これらが相互に補完することで少子化対策パッケージを成しているのだが、本稿が扱うのは子ども育成口座法 (Child Development Co-Savings Act, 2001) に基づく現金給付制度であるベビーボーナス制度 (Baby Bonus Scheme) のみである。出生届出により自動的に、4,000 ドル入金された医療保険口座 (MediSave) が開設される仕組み (中央積立基金 Central Provident Fund による MediSave for Newborns) も扱わないことに留意されたい。なお、本稿執筆時点において、1 シンガポールドルは約 100 円 (2023 年 2 月平均) である。

2. ベビーボーナス制度

子ども育成口座法に基づく ベビーボーナス制度は、ベビーボーナス現金給付 (Baby Bonus Cash Gift もしくは Cash grant) と子ども育成口座 (Child Development Account) への補助という 2 種類の現金給付から成る。前者は親が申告する口座に振り込まれ、用途は制限されていない。一方、既に言及した通り、後者への拠出に対して政府は同額を拠出する補助 (口座あたり補助金総額に上限あり) があるものの、支出は子の発育に資すると 社会・家族開発省 (Ministry of Social and Family Development) が認定した施設 (Approved Institution) のみに限定されている。子ども育成口座は、現行法では子が 12 歳の誕生日を迎えた年の 12 月 31 日に閉じられ、その時点の残額は教育省が管理し、政府補助のある 中等後教育に支出可能な口座 (Post-Secondary Education Account) に移管される。中等後教育口座も 31 歳に閉じられ、残額は最終的に (当該子の) 中央積立基金・通常口座に移管されることになる。中央積立基金・通常口座 (への拠出は概ね労使折半) は公共住宅等の購入に利用することができるため、子ども育成口座は子の生涯にわたる (人的・金融) 資産形成を支えるものである (Sherraden 2018)。

この他に、子ども向けに不定期の補助金 (政府財政の余剰分配) が支払われる際にも、制度 (支給の仕組み) は利用されている。直近では、たとえば、新型コロナウイルスのパンデミック渦に生まれた (生まれる予定の) 子に対して、親の将来設計を支援するための 3,000 ドルの給付金 (Baby Support Grant) の支給に用いられた。

不定期の給付が行われるだけでなく、ベビーボーナス制度は 2000 年代前半の導入以来、少子化対策及び出産・育児支援の主要な要素としてシンガポール人の認知度も高く、対象者や補助金額が断続的に修正されてきた。そのため、ベビーボーナス制度の根拠法は子ども育成口座法なのであるが、この法では目的と細則・運用規則 (Child Development Co-Savings Regulations) を別途定めることになっている。はじめての細則・運用規則が 2001 年 4 月 26 日に施行されて以来、最新の細則 (2022 年 5 月 29 日施行) は 31 番目の修正規則となっており、非常に弾力的な運用が行われている。以下では、ベビーボーナス

制度のうち ベビーボーナス現金給付と子ども育成口座への補助について、頻繁に改正が行われてきた加入条件と支給額、子ども育成口座からの支出が認められる認定施設等の状況について、それぞれ紹介する。

（1）ベビーボーナス制度に加入することができる条件

ベビーボーナス制度に加入し、子ども育成口座を開設する（口座への拠出に対し同額の政府補助を受ける）ための要件の変遷を表1に示した。2001年に制度が新設された際には父親もしくは母親がシンガポール市民（子の国籍がシンガポール人）である母親が法的に結婚している第2子か第3子のみが対象であった²。制度の対象は断続的に拡張されており、2004年生まれ以後の第4子と養子も、子ども育成口座への政府補助の対象になった。2015年以後生まれの子については出生順位についての制限が撤廃されており、2016年9月以後生まれの子については、（母）親の（法的な）婚姻状態に対する制限も撤廃され、現在はすべてのシンガポール国籍を有する子どもがカバーされている。ただし、2016年9月1日以降に生まれた子のうち、従前の基準を満たさない場合（親が有配偶以外の血縁の子、養親が未婚の養子・継子）には、現金給付は行われない。

この変遷によれば、制度導入から3年間（2004年頃まで）は「余裕があるならば（子どもは）3人以上持とう」という政策が堅持されていたが、7年目（2008年頃）にはたとえ子どもを2人持たないとしても支援することとなり、13年目（2015年生まれ以後）は全子を対象とするよう断続的に対象範囲が拡大されてきたことがわかる。2000年代後半以後の出生順位別出生の構成について第1子の割合を主要民族についてみると、中国系は約50～52%、マレー系では約36～39%、インド系は約43～48%であり、中国系やインド系のように女性の出生数が将来的にも置き換え水準未満に留まる可能性があっても（民族別出生の半分を占めるため相応の財政が必要な）第1子への支援を開始したことは本格的な積極的出生促進政策への重要な移行点であったと言える。また、2000年代以後の期間の出生順位が第5子以上の出生数の民族割合は、マレー系が概ね65～70%以上を占めており、2015年以後の全子への対象拡大はマレー系の出生・子育てを支援するという性格が強い。

² 少子化対策としては、高次出生順位の出生を支援するべきであるが、2001年の制度は第2～3子のみを対象としていた。この背景には、人口政策の急転換（出生促進政策に対する所得等の条件・制限の撤廃）は人口爆発を招く可能性があることが危惧され「余裕があるならば（子どもは）3人以上持とう」という政策が堅持されたとされる（Saw 2016:p.169）。一方、中国系とマレー系の出生率には顕著な差があり、平均的にはマレー系の出生数が多く、マレー系の教育水準は低い。第2～3子のみを対象とする制度は教育（人口資質）といった優生学的基調は抑えられ実質的に経済社会に貢献している働く女性を優遇するというより実利的な方向が強くなった。他方で、この時期の政策については人口の民族バランスを崩さず、長期的に維持することが目的であったという指摘があった（菅 2022）。

表1 子ども育成口座を開設することができる子の条件（親の子ども育成口座への拠出に対する公的補助金の支給条件）

条件	子の出生年月日（出生予定日） ^(注1)						
	2001/4/1～ 2004/7/31	2004/8/1～ 2005/12/31	2006/1/1～ 2008/8/16	2008/8/17～ 2014/12/31	2015/1/1～ 2016/3/23	2016/3/24～ 2016/8/30	2016/9/1以 降 ^(注2)
当該子が血縁か養子・継子かの別（母）親の婚姻状態							
血縁 ^(注3)	子の妊娠がわかったとき（もしくは妊娠がわかった後生まれるまでの間）に 両親が法的に婚姻している						全婚姻状態
養子・継子	対象外	養子縁組したとき両親が法的に婚姻している，もしくは養親が 死別もしくは離別である					全婚姻状態
当該子の国籍・申請時年齢・出生順位							
国籍	シンガポール 市民	→	→	→	→	→	→
申請時年齢	6歳未満	6歳未満	12歳未満	→	→	→	→
出生順位	2～3子	2～4子	→	1～4子	全子	→	→
参考：（現金給付対象） ^(注3)	(2～3子)	(2～4子)	→	→	(全子)	→	→

資料：Singapore (2001, 2004, 2005a, 2005b, 2008, 2012a, 2012b, 2021), Singapore Ministry of Social and Family Development (2022a) 並びに Saw (2016:pp.175-178, 188-191)を用いて筆者作成。

（注1）当該子が血縁の子の場合，出産予定日もしくは生まれた日のうち遅い方を指す。（注2）（母）親の婚姻状態の条件を満たさない場合，「現金給付」は対象外。（注3）2016年9月1日より前の条件は，2004年10月1日施行の Children Development Co-Savings 2001 Revised Edition 2003 (Amendment) Regulations 2004 による。改正前は，子が生まれたとき（もしくは妊娠がわかった後から生まれるまで）に両親が法的に婚姻していることが必要だった。（注4）括弧内には参考として，現金給付（Cash grant）の対象となる子の出生順位を示す。

（2）ベビーボーナス制度による金銭的補助支給額

ベビーボーナス制度に加入後、現金給付もしくは子ども育成口座を通じた政府補助について、加入者1人あたりの上限額の変遷を表2に示した。繰り返しとなるが、後者については、2016年3月24日以後生まれの子に適用される 現行制度の場合、子ども育成口座が開設されると2週間以内に政府は「初期給付」を行うことになっている。また親が子ども育成口座へ拠出すると、政府から同額の補助金が（現行では2週間以内に）口座に入金されることになるが、（2006年以後に生まれた現行制度では）口座が開設されてから子が12歳になる年末までの拠出総額（補助金総額）が子の加入要件（出生年月、親の配偶関係、出生順位）別に定められており、表2の「入金に対する補助上限」は親の拠出に比例した補助金総額に対応する。

表2 ベビーボーナス制度による補助金給付総額（父もしくは母がシンガポール市民で 血縁の子の場合）

子の出生 順位	子の出生年月日（出生予定日） ^(注1) 別 給付額 (\$)									
	2001/4/1～2004/7/31		2004/8/1～2008/8/16		2008/8/17～2012/8/25		2012/8/26～2014/12/31		2015/1/1～2016/3/23	
	現金給付	子ども育成口座への入金に対する補助上限	現金給付 (注3)	子ども育成口座への入金に対する補助上限	現金給付	子ども育成口座への入金に対する補助上限	現金給付	子ども育成口座への入金に対する補助上限	現金給付	子ども育成口座への入金に対する補助上限
1子	N.A.	N.A.	3,000(注4)	N.A.	4,000	6,000	6,000	6,000	8,000	6,000
2子	3,000	6,000	3,000	6,000	4,000	6,000	6,000	6,000	8,000	6,000
3子	6,000	12,000	6,000	12,000	6,000	12,000	8,000	12,000	10,000	12,000
4子	N.A.	N.A.	6,000	12,000	6,000	12,000	8,000	12,000	10,000	12,000
5子以上	N.A.	N.A.	N.A.	N.A.	N.A.	18,000	N.A.	18,000	10,000	18,000

子の出生 順位	2016/3/24～2016/8/30			2016/9/1～2020/12/31（注2）			2021/1/1～2023/2/13（注2）			2023/2/14以後（注2）		
	現金給付	子ども育成口座		現金給付	子ども育成口座		現金給付	子ども育成口座		現金給付	子ども育成口座	
		初期給付	親の入金に対する補助上限		初期給付	親の入金に対する補助上限		初期給付	親の入金に対する補助上限		初期給付	親の入金に対する補助上限
1子	8,000	3,000	3,000	8,000	3,000	3,000	8,000	3,000	3,000	11,000	5,000	4,000
2子	8,000	3,000	3,000	8,000	3,000	3,000	8,000	3,000	6,000	11,000	5,000	7,000
3子	10,000	3,000	9,000	10,000	3,000	9,000	10,000	3,000	9,000	13,000	5,000	9,000
4子	10,000	3,000	9,000	10,000	3,000	9,000	10,000	3,000	9,000	13,000	5,000	9,000
5子以上	10,000	3,000	15,000	10,000	3,000	15,000	10,000	3,000	15,000	13,000	5,000	15,000

資料：Singapore (2001, 2005a, 2007, 2008, 2021), Singapore Ministry of Social and Family Development (2022a) 並びに Saw (2016:pp.175-178, 188-191)を用いて筆者作成。

（注1）出産予定日もしくは生まれた日のうち遅い方を指す。（注2）子ども育成口座を開設できる条件（親の子ども育成口座への入金に対する公的補助支給条件）（表1）のうち、（母）親の婚姻状態の条件を満たさない場合、「現金給付」は対象外。表の「現金給付」と「子ども育成口座」以外に、2020年10月1日から2022年9月30日生まれ(予定)は子ども支援給付金（Baby Support Grant）3,000（\$）を受けられる（2023年2月現在、対象児の出生期間は2023年2月13日生まれまで延長されている、SG Made for Families 2023）。（注3）Saw(2016:p.188-189)によれば、2004年改正(Singapore 2004)によって現金給付の支給タイミングが短縮されている（改正前：{500,1,000}\$×6回(6年間)、改正後：{750,1,500}\$×4回(18ヶ月)）。（注4）Saw(2016:p.188-189)によれば、第1子は子ども育成口座への入金に対する補助（Co-Savings arrangement）の対象外。

加入要件は断続的に緩和されてきたが、支給金額も断続的に拡充されており、とくに 2008 年以後や 2010 年代半ば以後の拡充が著しい。現在の制度では、2023 年 2 月 14 日以後に生まれた子は、第 1 子で 2 万シンガポールドル、第 2 子で 2 万 3 千ドル、第 3～4 子で 1 人あたり 2 万 7 千ドル、第 5 子以上では 3 万 3 千ドルの金銭的補助を受けることになる。本稿執筆時の為替レートで、第 5 子以上の場合には生まれてから 12 歳までの間にベビーボーナス制度のみから約 330 万円の補助を受けることになる。たとえば、子どもが 5 人いる夫婦が政府から受ける補助の総額は、約 1,300 万円となる。この補助を受けるためには約 440 万円を子ども 5 人の子ども育成口座に入金する必要があるものの、既に支払先の決まった支出の決済手段を子ども育成口座とするだけで実質負担を半額にすることができる。とくに、制度開始当初は銀行間送金（のための登録審査）が必要であったが、2008 年からは NETS カード（デビットカードのようなもの）による直接の決済が可能になっており、認可施設等が NETS システムを導入していれば、決済は非常に容易になっている。

なお、政府が折半する子ども育成口座への補助金額は、子ども育成口座の名義人である子の出生順位に強く依存するが、支出は子の育成に関するものであれば当該子には限定されず兄弟姉妹の支出にも用いることができる。

（3）子ども育成口座からの支出が認められる 認可施設（事業所）

子ども育成口座からの支出が可能な領域、並びに領域別の認定施設数（2023 年 2 月現在）を表 3 に示した。支出が認められているものは、いずれも公的機関の認可や登録制度があり、したがって一定の質が確保されている。また、それぞれの領域内においても、支出が認められる品目は細かく定められており、たとえば認可保育所に対するすべての支出が認められているわけではなく、加えてどのような認可を得た事業所なのかによっても支出が可能な品目（間接経費）が細かく定められている。一方、子ども育成口座からの支出が子どもの発育のためとして認められている認可施設等の支出先は、保育所・幼稚園及び障害児のための施設だけでなく、病院、市販薬（ビタミンやサプリメントも含む）から眼鏡店、保険と多岐にわたる。また、新生児向けの医療保険を提供する代理店は 1 つしか認可事業所には含まれないが、これ以外の代理店からの医療保険（MediShield）購入を希望する場合には、立替払いを行って事後的に精算を要求することも可能であるとされる。

表 3 の認定施設数は、このような性格のものであるため、施設数の割合は子ども育成口座からの支出がどのように使われているかを、示すものでは必ずしもない。しかしながら、認定施設数の構成をみると、最も古くから認定を受けることができた保育所や幼稚園等の施設が全体の 3 分の 1 程度、病院が 3 分の 1、その他が 3 分の 1 程度という構成になっている。前述の通り 2012 年以後は薬局や眼鏡店が認定施設に加えられ、半額の政府補助が入る子ども育成口座は幅広く利用が可能なものになっている。

表3 子ども育成口座の支出が可能な領域と領域別の認可施設数（注1）

領域（注2）	認定開始日	認定施設数	%
i. 保育所（幼児開発庁ECDA認可）	2001年4月26日	1,649	34.2
ii-a. 幼稚園（私学教育委員会CPE登録）	2001年4月26日	11	0.2
ii-b. 幼稚園（幼児開発庁ECDA登録）	2001年4月26日	382	7.9
ii-c. 特別支援学校（教育省MOE登録）	2001年4月26日	26	0.5
iii. 病院，クリニック，その他の保険施設（保健省MOH認可）	2007年5月1日	1,615	33.5
iv. 薬局（薬事法認可）	2012年12月1日	201	4.2
v. 早期支援教育プログラム（社会・家族開発省MSF認可）（注3）	2007年5月1日	138	2.9
vi. 眼鏡店（会計監査評議会ACRAが所管する法により登録）	2012年12月1日	783	16.2
vii. 障害者支援機器（社会サービス評議会NCSS，保健省MOH，または会計監査評議会ACRAに登録）	2012年12月1日	20	0.4
viii. 医療保険（医療保護保険制度MSS）	2005年12月5日	1	0.0
	総数	4,826	100.0

資料：Singapore (2001, 2005a, 2005b, 2012a, 2021)並びに Singapore Ministry of Social and Family Development (2019, 2022b)，社会・家族開発庁ベビーボーナス特設サイトの認可施設（Approved Institutions）ページ（2023年2月16日アクセス：<https://www.babybonus-eservices.msf.gov.sg/ai-home/xhtml/layout/ListOfAI.faces>）を用いて筆者作成。

（注1）認可施設数は2023年2月16日現在。（注2）以下の公的機関については訳語及び略語を用いた。幼児開発庁 ECDA (the Early Childhood Development Agency)，私学教育委員会 CPE (the Committee for Private Education)，教育省 MOE (the Ministry of Education)，保健省 MOH (the Ministry of Health)，社会・家族開発省 MSF (Ministry of Social and Family Development)，会計監査評議会 ACRA (the Accounting and Corporate Regulatory Authority)，社会サービス評議会 NCSS (the National Council of Social Service)。また、医療保護保険制度 MSS とは the MediShield Scheme を指す。（注3）早期支援教育プログラム (Early intervention programmes) とは、発達障害、知的障害、知覚・身体障害、及びこれらの複合的なリスクがあると小児科医に診断された乳幼児(6歳以下)に対するプログラムである。

3. 他国における 子ども育成口座と類似の制度

Huang, Sherraden and Zou (2020)の整理による各国の子ども育成口座 (Child Development Account) の整備状況を表4に掲げた。ここでいう子ども育成口座とは、社会包摂、社会公正と社会開発（単に社会・経済・政治の現状を維持するのではなく個人・家族・コミュニティの潜在的な能力・機会を改善すること）に資する全国民が対象で所得累進的であり生涯にわたる資産形成を成す革新的な社会政策（明確な社会開発戦略と制度設計）であり、金融投資と社会開発を結びつけるものである (Huang, Sherraden and Zou 2020)。表4に掲載されているのは7ヶ国のみであるが、この他にも英国 (The Child Trust Fund) とカナダ (The Canada Education Savings Program) に類似の制度がある (Loke and Sherraden 2008)。「全員を対象にする」「所得累進性」「生涯にわたる」

表4 各国の子ども育成口座の特徴と金融効果

国	口座開設	資産蓄積	金融投資
シンガポール	<ul style="list-style-type: none"> ・自動開設 (Edusave) ・加入手続きが必要 (Child Development Account) ・自動開設 (Post-Secondary Education Account) ・自動開設 (Medisave) 	<ul style="list-style-type: none"> ・初期資金を政府提供 ・政府による追加的な資金繰入 ・家族の拠出 	<ul style="list-style-type: none"> ・最低保証利子率
イスラエル	<ul style="list-style-type: none"> ・自動開設 (Saving for Every Child Program) 	<ul style="list-style-type: none"> ・政府による毎月の入金 ・家族の拠出 	<ul style="list-style-type: none"> ・銀行口座の利子率 ・低リスク投資 ・中リスク投資 ・高リスク投資
米国 (メイン州, ロードアイランド州, ネバダ州, ペンシルバニア州, ネブラスカ州, カリフォルニア州, イリノイ州) (注1)	<ul style="list-style-type: none"> ・州保有の大学貯蓄口座を自動開設 (Kids Investment and Development Account) ・個人保有の大学貯蓄口座 	<ul style="list-style-type: none"> ・初期資金をCDAプログラムが提供 ・家族拠出と同額の政府拠出 ・家族の拠出 	<ul style="list-style-type: none"> ・大学貯蓄プランによる多様な投資先の選択肢 (529プラン) あり
台湾	<ul style="list-style-type: none"> ・加入手続きが必要 (the Children Future Education and the Development Accounts) 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族拠出と同額の政府拠出 ・家族の拠出 	<ul style="list-style-type: none"> ・銀行口座の利子率
ウガンダ	<ul style="list-style-type: none"> ・加入手続きが必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族拠出と同額の政府拠出 ・個人の拠出 	<ul style="list-style-type: none"> ・銀行口座の利子率
韓国	<ul style="list-style-type: none"> ・加入手続きが必要 (Korean Child Development Accounts) 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族拠出と同額の政府拠出 ・個人の拠出 ・社会的協賛からの財源 	<ul style="list-style-type: none"> ・銀行口座の利子率
中国	<ul style="list-style-type: none"> ・加入手続きが必要 (Chunyu, Qianshou) 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族拠出と同額の政府拠出 ・家族の拠出 	<ul style="list-style-type: none"> ・銀行口座の利子率

出典：Huang, Sherraden and Zou (2020)の表 C.1.

(注1) Huang et. al (2021).

表5 子ども育成口座政策の制度設計要素別にみた 各国の制度

制度設計要素	シンガポール	イスラエル	米国	台湾	ウガンダ	韓国	中国
1 全員を対象にする	○	○	○	×	×	×	×
2 自動加入	○	○	○	×	×	×	×
3 出生時から開始	○	○	○	○	×	×	×
4 自動的な初期入金	○	×	○	×	×	×	×
5 自動的な累進的補助	×	×	○	○	○	○	○
6 中央集権的な貯蓄プラン	○	○	○	×	×	×	×
7 潜在的な投資成長の可能性あり	○	○	○	○	○	○	×
8 目標を設定した投資先の選択肢	×	○	○	×	×	×	×
9 用途制限	○	○	○	○	○	○	×
10 他の所得制限付き公的給付から排除されない	○	○	○	○	○	○	○

出典：Huang, Sherraden and Zou (2020)の表 C.2.

といった安全で安定した効率的な子ども育成口座制度を実現するための強固な制度設計モデルとして、Huang, Sherraden and Zou (2020)は10の要件に整理している。これらの要件別にみた各国の制度を表5に示した。

なお、シンガポールの子ども育成口座と比べると、他国の制度は規模が小さく、貧困世帯の支援を狙う場合が多い。貧困世帯の支援を政策の主要な目的に据えることは、制度導入の障壁（主権者の反対）を軽減するのかも知れない。

4. 結語

本稿では子ども育成口座法に基づく現金給付制度である ベビーボーナス制度について、2001年設立以来の変遷をみてきた。本稿ではベビーボーナス制度のみを扱い、ベビーボーナス制度と相互に深く関連するエデュセイブ、中等後教育口座、新生児向け医療保険口座については取り扱わなかったが、このうち1993年に開始したエデュセイブ（教育寄付制度 the Education Endowment Scheme Act of 1993）はすべての子どもを対象とする資産形成政策のうち世界最古のものである

（Sherraden 2018）とされ、シンガポールの子ども育成口座制度はワシントン大学セントルイス校社会開発研究センターのシェラーデン教授を中心とする研究グループが推奨する子ども育成口座政策についての政策提案を形成する中心的な事例のひとつであり、米国をはじめ様々な国・地域に輸出されつつある。資産形成政策は短期の消費を支援するものではなく、社会投資の蓄積を促進するものであり、（現状を）維持・管理するという側面よりも開発・発展させるという側面が強調され所得に基づく政策とは異なった論理と目的に依って立つ（Sherraden 2018）。依然として、子ども育成口座のような資産政策を有する国は限られているものの、3節の表4～5に示されたように多様な地域、人口規模、社会文化、歴史、社会経済状況、政治制度や社会福祉政策理念の国々において実施され、検証が進められている。これらの国々における経験の精査は、わが国に対する重要な政策的な含意をもたらすであろう。

言うまでもなく、子ども育成口座について最も長く包括的な経験があるのはシンガポールの制度である。シンガポールでは出生促進政策の実施にあたり「結婚と子どもを産み育てる親の実態調査（Marriage and Parenthood Survey 2004, 2007, 2012, 2016, 2021）」といった若いカップルの希望や実態を把握するための調査が定期的に行われているが、非常に簡素なプレスリリース以外には調査の結果は公表されておらず、たとえば、子ども育成口座を保有する親が実施にどのような施設に対し支出を行っているのかといった基本的なことも十分には明らかにされていない。シンガポールにおける経験を他国で活用していくためにはシンガポールにおいて実施された制度の正確な実態把握が必要であり、独自調査の実施も視野に入れさらに検討を深めることが望ましい。

参考文献

- Goh, Chok Tong (2000) "National Day Rally Address by Prime Minister Goh Chok Tong, Speech in English on 20 August 2000," Ministry of Information, Communications and the Arts. (Access on 2023/2/25 at National Archives of Singapore (Document Number: 2000082001): <https://www.nas.gov.sg/archivesonline/speeches/record-details/768fdeb2-115d-11e3-83d5-0050568939ad>)
- Huang, Jin, Michael Sherraden and Li Zou (2020) "Conclusion: Policy models for child development accounts: vision, potential, strategies," in Jin Huang, Li Zou, and Michael Sherraden(eds.) *Inclusive Development Accounts: Toward Universality and Progressivity*, pp.96-107, London: Routledge.
- Huang, Jin, Michael Sherraden, Margaret M. Clancy, Sondra G. Beverly, Traina R. Shanks, and Youngmi Kim (2021) "Asset Building and Child Development: A Policy Model for Inclusive Child Development Accounts," *The Russell Sage Foundation Journal of the Social Sciences*, 7(3), pp.176-195.
- Loke, Vernon and Michael Sherraden (2009) "Building Assets from Birth: A Global Comparison of Child

- Development Account Policies," *International Journal of Social Work*, 18(2), pp.119-129.
- Saw, Swee-Hock (2016) *Population Policies and Programs in Singapore*, Second Edition, ISEA-Yusof Ishak Institute, Singapore: ISEAS Publishing.
- Singapore (2001) *Children Development Co-Savings Regulations 2001*, G. N. No. S 233/2001.
- Singapore (2004) *Children Development Co-Savings (Amendment) Regulations 2004*, G. N. No. S 603/2004.
- Singapore (2005a) *Children Development Co-Savings (Amendment) Regulations 2005*, G. N. No. S 424/2005.
- Singapore (2005b) *Children Development Co-Savings (Amendment No. 2) Regulations 2005*, G. N. No. S 769/2005.
- Singapore (2007) *Children Development Co-Savings (Amendment No. 2) Regulations 2007*, G. N. No. S 644/2007.
- Singapore (2008) *Children Development Co-Savings (Amendment No. 2) Regulations 2008*, G. N. No. S 550/2008.
- Singapore (2012a) *Child Development Co-Savings (Amendment) Regulations 2012*, G.N. No. S 251/2012.
- Singapore (2012b) *Child Development Co-Savings (Amendment No. 3) Regulations 2012*, G.N. No. S 594/2012.
- Singapore (2021) *Child Development Co-Savings (Amendment No. 2) Regulations 2021*, G.N. No. S 829/2021.
- Singapore Ministry of Social and Family Development (2019) "List of Approved CDA Uses". Accessed on 2023/02/24 at <https://www.babybonus.msf.gov.sg/AI/documents/List%20of%20Approved%20CDA%20Uses.pdf>
- Singapore Ministry of Social and Family Development (2022a) "Terms and Conditions for Baby Bonus Scheme". Accessed on 2023/03/01 at <https://www.babybonus.msf.gov.sg/Documents/Terms%20and%20Conditions%20for%20Baby%20Bonus%20Scheme%20%28Updated%2028%20Mar%202022%29.pdf>
- Singapore Ministry of Social and Family Development (2022b) "Approved Person / Approved Institution Terms and Conditions". Accessed on 2023/02/24 at https://www.babybonus.msf.gov.sg/ai/Documents/APAI%20TnCs_updated%20as%20of%2017%20Feb%202022.pdf
- SG Made for Families (2023) *Building a Singapore Made For Families: An overview of support for Marriage & Parenthood*. Accessed on 2023/3/2 at https://www.madeforfamilies.gov.sg/docs/default-source/default-document-library/mff-m-p-booket-24-feb6f77b1383e8248c0ac26bec3366537e3.pdf?sfvrsn=eff5f91b_0
- Sherraden, Michael (2018) "Challenges in Asset Building in Singapore," Chapter 1 in S Vasoo and Bilveer Singh (eds.), *Critical Issues in Asset Building in Singapore's Development*, pp.1-19, World Scientific: NJ, U.S.A.
- 菅桂太・チョンソンホ (2021) 「人口政策としての住宅政策：シンガポール・韓国の例」, 『厚生労働行政推進調査事業費補助金（地球環境保健課題解決推進のための行政施策に関する研究事業）日中韓における少子高齢化の実態と対応に関する研究 令和2年度 総括研究報告書（研究代表者：林玲子，課題番号：20BA2001）』, pp.89-120. (2021年6月23日アクセス：https://ipss.repo.nii.ac.jp/?action=repository_uri&item_id=227)
- 菅桂太 (2022) 「シンガポールにおける人口政策の展開」, 『厚生労働行政推進調査事業費補助金（地球環境保健課題解決推進のための行政施策に関する研究事業）日中韓における少子高齢化の実態と対応に関する研究 令和3年度 総括研究報告書（研究代表者：林玲子，課題番号：20BA2001）』, pp.77-88. (2022年7月5日アクセス：https://ipss.repo.nii.ac.jp/?action=repository_uri&item_id=367)